

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年11月26日(木)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 意見書の処理結果について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 議案説明員について

第4 議案第69号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第8号）から議案第76号長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について（議案の上程、提案者の説明）

第5 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年11月27日(金)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第69号から議案第76号まで
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年12月8日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年12月9日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年12月10日（木）午前9時30分開議

- 第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和2年12月18日（金）午前10時開議

第1 議案第69号から議案第76号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

総務くらし建設委員会

議案番号	件名
議案第72号	長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
議案第74号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
議案第75号	尾三消防組合同約の変更について

教育福祉委員会

議案番号 件 名

議案第73号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第76号 長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

予算決算委員会

議案番号	件名
議案第69号	令和2年度長久手市一般会計補正予算（第8号）
議案第70号	令和2年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第71号	令和2年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(案)

政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針

施行：平成23年4月 1日
改正：平成24年1月 4日
改正：平成25年4月 1日
改正：令和 ○年○月 ○日

この運用指針は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）及び長久手市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年規則第5号）に基づき、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかにし、議員の政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものである。

政務調査費の使途に関する申し合わせ事項（平成13年4月1日施行、平成20年3月21日改正）は廃止し、政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針で明示する。

なお、平成22年度分の報告までは従前の取り扱いとする。

○政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、議員が各々の責任において適切に取り扱うものとする。

- ① 政務活動（市政に関する調査研究その他の活動）の目的にふさわしいこと
- ② 政務活動の必要性があること
- ③ 政務活動に要した金額や態様に妥当性があること
- ④ 適正な手続きがなされていること
- ⑤ 支出についての明確な説明ができること

○透明性の確保（第11条）

政務活動費の執行については次のとおり公表し、透明性の確保に努める。

なお、公表は平成25年4月1日以降に提出されたものを対象とする。ただし、平成24年度分の行政視察報告書及び研修報告書は除く。

① 市議会ホームページ

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）
- ウ 研修報告書（研修費を支出した場合）

② 行政情報コーナー

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 収支報告書一式（領収書の写等の添付書類含）
- ウ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）
- エ 研修報告書（研修費を支出した場合）

③ 議会図書室

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 収支報告書一式（領収書の写等の添付書類含）
- ウ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）

エ 研修報告書（研修費を支出した場合）

○政務活動費を充てることができる経費

議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、次の運用指針に則り政務活動費を支出することができる。

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、長久手市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、長久手市議会議員の職にある者(以下「議員」という。)に対し交付する。

（交付額）

第3条 議員に係る政務活動費は、年額12万円（以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。

（交付申請）

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とする。

2 議員は、政務活動費を別表に定める範囲において使用しなければならない。

（収支報告書）

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出（第7条第2項に規定する別表に基づく支出をいう。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第10条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表(第7条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、旅費等）
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費（参加費、旅費等）
会議費	議員が行う市政に関する住民の要望及び意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、新聞折り込み費等）

科 目	調査研究費
内 容	議員が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、旅費等）
具体的事例	<ul style="list-style-type: none"> ○交通費・宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> ・国内における視察、先進事例、情報収集における視察、調査 ・市民からの要望に関する現地調査 ○印刷費 <ul style="list-style-type: none"> ・上記活動等の調査報告書等の作成 ○調査委託費 <ul style="list-style-type: none"> ・民間調査機関等への調査委託
申し合わせ事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政視察・調査は、国内に限る。 2 行政視察を実施しようとする際には実施日の2週間前までに別紙様式第1号の「行政視察届（調査研究費）」に行程表を添付して議長に提出する。 3 交通費は調査・視察先への所要時間及び経費を考慮し、合理的な交通機関を利用する。 4 自家用車またはレンタカーを借りる場合の燃料費については対象とするが、修繕費は対象としない。ただし、レンタカーの保険代は対象とする。 5 有料道路を利用する場合は、調査・視察先への所要時間及び経費を考慮する。 6 視察中において施設入場料、駐車料等必要不可欠な経費があるときは対象とする。 7 行政視察を実施した後は議長に一月以内に別紙様式第2号の「行政視察報告書（調査研究費）」を提出する。ただし、一月以内が翌年度の4月20日を経過する場合は20日までとする。また、必要に応じて、視察先資料及び領収書の写し並びに車で行った場合には、ガソリン支出記録（別紙様式第4号）、ルート表（別紙様式第4号別添1）及びガソリン代領収書添付書（別紙第4号別添2）を提出する。 8 行政視察・調査を実施する場合、同様の項目であればできる限り時期を調整してまとめて実施する。 9 行政視察の日数の制限はしないが、1日につき1施設以上とする。 10 宿泊費は市の旅費条例に基づく「特別職の職員」を上限とし、実際の支出額を対象とする。（甲地方：14,800円・乙地方：13,300円） <ul style="list-style-type: none"> ※ 甲地方とは、東京都の区、大阪市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。 11 視察先への手土産、日当及びキャンセル料は対象としない。 12 調査研究への参加費、資料代は対象とするが、年会費は対象としない。 13 調査研究前後の研修については対象とできる。ただし、セミナー、フォーラム等研修会への参加費は、「研修費」の科目で整理する。

様 式	様式第1号	行政視察届（調査研究費）
	様式第2号	行政視察報告書（調査研究費）
	様式第4号	ガソリン代支出記録（行政視察・研修）
	様式第4号別添1	ルート表
	様式第4号別添2	ガソリン代領収書添付書（行政視察・研修）

科 目	研修費
内 容	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費（参加費、旅費等）
具体的事例	<ul style="list-style-type: none"> ○参加費等 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の参加費、資料代 ○交通費、宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会参加のための交通費、宿泊費 ○講師謝礼等 <ul style="list-style-type: none"> ・研修の際の講師に支払う謝礼等
申し合わせ事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治、行政に係わるテーマとして実施される研修会、研究会に参加する場合、参加費、宿泊費及び旅費は対象とするが日当は対象としない。なお、政党、政治団体、国会議員等が主催又は後援する研修会、研究会に参加する場合は対象としない。 2 自家用車または、レンタカーを借りる場合の燃料費については対象とするが、修繕費は対象としない。ただし、レンタカーの保険代は対象とする。 3 研修等を実施した後は議長に一月以内に別紙様式第3号の「研修報告書（研修費）」を提出する。ただし、一月以内が翌年度の4月20日を経過する場合は20日までとする。また、必要に応じて、研修先資料及び領収書の写し並びに車で行った場合には、ガソリン代支出記録（別紙様式第4号）、ルート表（別紙様式第4号別添1）及びガソリン代領収書添付書（別紙様式第4号別添2）を提出する。 4 研修への参加費、資料代は対象とするが年会費は対象としない。 5 研修前後の調査研究については対象とできる。ただし、その場合は実施日の2週間前までに別紙様式第1号の「行政視察届（調査研究費）」に行程表を添付して議長に提出する。また、調査研究にかかる費用は、「調査研究費」の科目で整理する。
様 式	<ul style="list-style-type: none"> 様式第3号 研修報告書（研修費） 様式第4号 ガソリン代支出記録（行政視察・研修） 様式第4号別添1 ルート表 様式第4号別添2 ガソリン代領収書添付書（行政視察・研修）

科 目	会議費
内 容	議員が行う市政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等）
具体的事例	○会場代、機材借上代 ・議員の行う市政報告会や市政懇談会等に使用する会場代等 ○印刷代 ・ポスター、チラシ、配布資料等
申し合わせ事項	会議費における支払日と実施日が年度をまたぐものについては対象としない。

科 目	資料作成費
内 容	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費等）
具体的事例	○印刷、製本、コピー料 ・議会審議資料の印刷、製本、コピー料 ○写真代 ・写真のプリント料
申し合わせ事項	資料作成費におけるインク代、トナー代は対象とし、上限額を年間で10,000円とする。

科 目	資料購入費
内 容	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
具体的事例	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍等購入代 <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、ビデオ、CD-ROM、DVD、オンライン閲覧料等の購入 ○定期購読料（オンラインを含む新聞、雑誌） <ul style="list-style-type: none"> ・定期刊行物の購読料
申し合わせ 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 書籍購入費及び新聞雑誌購読料は対象とするが、娯楽性の高いものについては対象としない。 2 新聞購読料において、一般6紙（中日、朝日、毎日、読売、日経、産経）は2紙目以降の1紙のみを対象とする。なお、領収書は2紙目のみだけでよいが、1紙目の新聞名を明記する。また、業界紙は対象とするが、政党紙は対象としない。 3 書籍購入の際の領収書の写しについては書籍名を明記する。 4 書籍、ビデオに加え、CD-ROM、DVD、USB も対象とする。 （CD-ROM、DVD、USB は資料が入って販売しているものを対象とする。） 5 定期刊行物は、当該年度内に刊行され、代金を支払った刊行物を対象とする。4月号が旧年度3月に納品されていれば、旧年度分とする。年度を越えて支払った刊行物は対象としない。

科 目	広報費
内 容	議員が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙や報告書等印刷費、送料、新聞折り込み費)
具体的事例	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙・報告書の印刷代 ・議会報告、市政だより等の印刷代 ○送料 ○折り込み費 ・新聞折り込み費用
申し合わせ 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員が議会活動を広報する際に係る経費は認めるが、広報紙に政党活動に係わる記事や名称及び企業等の宣伝を掲載した場合は経費としない。(議員後援会が発行の広報は対象としない。) 2 議会広報紙は対象とするが、政務活動費を使って議会広報紙を作っていると明記すること。 (記載例「本広報紙の発行に政務活動費の一部を使用しています」) 3 送料、折り込み料は対象とする。なお、送料については、送付した文書の写しを提出する。 4 印刷費における、インク代の上限は設けないが、議会広報紙を提出して領収書に何枚印刷したか明記すること。 5 名刺代は対象としない。 6 インターネットの接続費用のように、議員に関わらず、誰もが利用している経費は政務活動費の対象としない。 7 ホームページの作成委託費は対象としない。 8 議会広報紙を作成したときは、発行の都度、議会事務局に提出する。

	領収書の取り扱い等について
申し合わせ 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 領収書の写しの張る順序は上から下へ、左から右へ日付順に張ること。 2 領収書の写しに氏名（長久手市議会議員○○○○○）が明記されていること。 3 領収書の写しに発行者の印が押されていること。 4 領収書の写しの但し書きに購入物（本の場合は書籍名）が明記されていること。 5 領収書の写しの日付が政務活動費帳簿に合っていること。 6 原則、正式な領収書の写しを添付することとするが、やむを得ない場合は支払った金額が証明できるもの、銀行等の振込書、レシートも可とする。 7 交通費について鉄道、路線バス、航空機及び船舶を利用した場合は、領収書に代わるものとして料金を明らかにした計算書によることができる。 8 その他支出に係る経費については、特別な場合を除き領収書の写しを備える。 9 収支報告書、政務活動費帳簿は年度終了日の翌日から起算して 20 日以内に議長に提出しなければならない。

	政務活動費の支出が不適切な経費等の扱いについて
申し合わせ 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 弔費等の交際費的経費は対象としない。 2 政党の機関紙印刷代は対象としない。 3 党費その他政治活動に関する経費は対象としない。 4 秘書等の人件費は対象としない。 5 事務所の借り上げ料、光熱水費及び電話代等の経費は対象としない。 6 選挙活動、後援会活動等の経費は対象としない。 7 私費に関する活動に関する経費は対象としない。 8 この政務活動費を充てることのできる経費の範囲の運用指針に疑義が生じた場合は別途協議する。

(案)

長久手市議会議員の議員報酬に係る長久手市特別職報酬等審議会
についての申合せ

施行：令和〇年〇月〇日

- 1 長久手市議会基本条例第20条第2項に定めた趣旨を踏まえ、議会は議員報酬の額を客観的な判断に基づき提案する必要があるため、長久手市特別職報酬等審議会（以下、「審議会」という。）の意見を参考にする。
- 2 審議内容は、事務局間で協議する。
- 3 審議会の開催は、執行部が行う。議会側からの委員候補がある場合は、事務局間で協議する。
- 4 審議会の答申は、上程予定定例会開会日の概ね1か月前までに市長から議会にそのまま示すものとする（執行部意見は、付さない。）。
- 5 審議会答申を尊重し、その意見を基に議会運営委員会にて議案を上程するものとする。

発委第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年11月 日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 ささせ順子

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

_____が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開かれる長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号)第1条に規定する委員会の会議(以下これらを「定例会」という。)に出席することをいう。

(2) (略)

(議員報酬)

第3条 _____議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 (略)

(議員報酬の減額)

第6条 議員が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

_____が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開かれる委員会条例

_____第1条に規定する委員会の会議(以下これらを「定例会」という。)に出席することをいう。

(2) (略)

(議員報酬)

第3条 議員等の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 (略)

(議員報酬の減額)

第6条 議員等が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の165を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～5 (略)

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員等が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の170を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～5 (略)

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規

定の適用を受けている議員の期末手当については、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員が次に掲げる事由により議員活動を行わない場合は、第6条及び前条の規定は適用しない。

(1)及び(2) (略)

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間(以下「処分期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2及び3 (略)

(期末手当の一時差止処分)

第12条 (略)

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき議員に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

定の適用を受けている議員等の期末手当については、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員等が次に掲げる事由により議員活動を行わない場合は、第6条及び前条の規定は適用しない。

(1)及び(2) (略)

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間(以下「処分期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2及び3 (略)

(期末手当の一時差止処分)

第12条 (略)

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき議員等に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。